



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 6 号

平成24年(2012年)2月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
市道の区域の変更について (道路管理課)	1
道路の供用の開始について (")	1
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	2
金沢市森林整備計画の案の縦覧について (森林再生課)	2
予防接種を行う医師の氏名の変更について (健康総務課)	2
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	2
都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課)	2
都市計画法の規定に基づく都市計画の変更について (")	3

土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課)	3
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	4
監査公表	
監査公表(第2号) (監査事務局)	4
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	5
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	5
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	5

告 示

●金沢市告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成24年2月1日から同月14日まで一般の縦覧に供します。

平成24年2月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	京 町 線 28号	京 町 721番 3先から	旧	4.7 ~ 4.8	27.4
		京 町 723番 先まで	新		
一般市道	東 山 1 丁 目 線 12号	東 山 1 丁 目 1 番 先から	旧	4.5 ~ 5.0	13.6
		東 山 1 丁 目 45番 1先まで	新		

●金沢市告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成24年2月1日から同月14日まで一般の縦覧に供します。

平成24年2月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
京 町 線 28号	京 町 721番 3先から 京 町 723番 先まで	平成24年2月1日
東 山 1 丁 目 線 12号	東 山 1 丁 目 1番 先から 東 山 1 丁 目 45番 1先まで	平成24年2月1日

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成24年2月1日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農業総務課において縦覧に供します。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により金沢市森林整備計画を立てたいので、同条第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該金沢市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、当該金沢市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、金沢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市産業局農林部森林再生課	平成24年2月1日から同年3月2日まで	午前9時から午後5時45分まで

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の公告した事項に変更があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名		予防接種を行う主たる場所		変更年月日
変更前	変更後	医療機関名	所在地	
西尾 さやか	石川 さやか	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	平成24年1月1日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
14	株式会社金沢浄化槽サービス	金沢市東蚊爪町1丁目22番地2	平成24年1月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市大友町、近岡町、直江町及び南 新保町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成24年2月1日から 同月15日まで	副 都 心 北 部 大友地区地区計画
金沢都市計画 地区計画	金沢市米泉町10丁目の一部			米泉町10丁目地区 地 区 計 画

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市大友町、近岡町、直江町、南新 保町、西金沢1丁目、西金沢新町、保 古1丁目、保古2丁目及び米泉町10丁 目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成24年2月1日から 同月15日まで	副都心北部大友地 区 米泉町10丁目地区
金沢都市計画 高度地区	金沢市大友町、近岡町、直江町、西金 沢1丁目、西金沢新町、保古1丁目、 保古2丁目及び米泉町10丁目の各一部			副都心北部大友地 区 米泉町10丁目地区
金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客 施設制限地区)	金沢市大友町、近岡町、西金沢1丁目、 西金沢新町、保古1丁目、保古2丁目 及び米泉町10丁目の各一部			副都心北部大友地 区 米泉町10丁目地区
金沢都市計画 土地地区画 整理事業	金沢市大友町及び南新保町の各一部			副都心北部大友地 区
金沢都市計画 道 路	金沢市米泉町10丁目の一部			3・5・53号 米泉町10丁目線 7・6・19号 高架側道7号線

次の土地地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成24年2月1日から同月29日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

土地地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市副都心北部直江土地地区画整 理組合	平成24年2月1日から 同月15日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市神谷内町チ154番1から154番4まで、155番1から155番3まで、161番1から161番4まで及び162番1から162番5まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市高柳町1の12番地1 株式会社メディカルケア 代表取締役 池野 恒久	水路 金沢市神谷内町チ154番3、154番4、155番2、155番3、161番2、161番3及び162番2から162番5まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成24年2月1日

金沢市長 山 野 之 義

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年2月1日

金沢市監査委員 篠 田 健
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 高 村 佳 伸
 金沢市監査委員 苗 代 明 彦

1 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年1月18日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部教育総務課（金沢市学校給食会）
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年12月12日（平成17年監査公表第31号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
(1) 金沢市学校給食会 会計経理に関する規程が一部不明確であるので、改善する必要がある。 また、取扱金額が大きい米飯・パンの購入に関し、購入先である（財）石川県学校給食会との間で契約書が作成されていないので、早急に作成する必要がある。	平成23年度に、会則の改正を行い、特別会計に関する規定を設け、経理を明確にした。 また、米飯・パンの購入契約については、（財）石川県学校給食会との間で、平成23年4月1日に契約書を作成した。
(2) 教育総務課 経理事務に関する検査指導を適時適切に行う必要がある。	現行の、金沢市学校給食会の事務局次長に教育総務課職員を充て、経理事務に関する検査指導を適時適切に行っている。 今後とも規定に基づいた経理がなされているか指導を

行ってきたい。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成24年2月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 上辰巳町及び辰巳町の各一部
 - (2) 今町、梅田町及び大友土地区画整理事業地の各一部
 - (3) 佐奇森町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成24年2月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成24年2月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所在地
539	塚崎設備工業	野々市市御経塚3丁目385番地
540	有限会社藤井設備	金沢市泉野出町3丁目3番6号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成24年2月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成24年2月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
561	塚崎設備工業	野々市市御経塚3丁目385番地
562	有限会社藤井設備	金沢市泉野出町3丁目3番6号

平成24年(2012年)2月1日 印刷
平成24年(2012年)2月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄